

福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例

平成20年12月24日公布
福島県条例第80号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 安全で安心な県づくりに関する基本的施策（第8条—第21条）

第3章 安全で安心な県づくり推進のための基本計画（第22条）

第4章 雑則（第23条・第24条）

附則

わたしたちが生まれ、育ち、学び、営むこの福島県が、だれにとっても、いつでも、どこでも、安全に安心して暮らせる地域であることは、わたしたちの共通の願いである。

しかしながら、経済や環境問題等のグローバル化、急速な少子高齢化、急激な技術革新など社会情勢が大きく変化し、経済的合理性の追求が優先される中、安全や安心を脅かす様々なものに対する危機意識の不足や社会生活の場における規範意識、互いに支え合う場である地域コミュニティの機能及び企業における安全意識の低下等を背景に、災害、事故、暴力、詐欺等が発生し、また、形を変えて多様化し、複雑化している。このことは本県においても例外ではなく、県民生活や社会経済活動に多大な不安と損害を与えている。

これらの脅威に対処するためには、行政が施策を着実に実施していくことはもとより、わたしたち一人一人が地域社会の構成員として、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」との意識を持ち、身近なところからその危険に気付き、備えることが何より大切である。さらに、これらの取組について、県、市町村、県民、事業者、地域活動団体等が、相互に意見を交換し、合意し、及び信頼し合いながら、地域で連携し、及び協力して推進していくことが重要である。

ここに、わたしたちは、安全で安心な県づくりに向けた不断の努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、安全で安心な県づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、安全で安心な県づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、関係法令に基づく施策等と相まって、安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らし、及び活動することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全 県民の生命、心身及び財産に被害を及ぼすおそれがないと社会的に認められる状態にあることをいう。
- (2) 安心 将来にわたって県民の生命、心身及び財産に被害を及ぼすおそれがないと県民が信じる状態にあることをいう。
- (3) 県民 県内に住所を有する者並びに県外に住所を有する者のうち、県内の事業所に勤務する者、県内の学校に通学する者及び観光その他の目的で県内に滞在する者をいう。
- (4) 地域活動団体 県民又は事業者によって組織され、県内で活動を行う自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。
- (5) リスクコミュニケーション 安全確保に関する情報交換及び対話をいう。
- (6) 安全で安心な県づくり 安全確保及び安全確保による安心の獲得を目的として行う次に掲げる取組をいう。
 - ア 県民、事業者及び地域活動団体（以下「県民等」と総称する。）による自主的な活動
 - イ アに規定する取組を促進するための県、市町村及び県民等による環境整備

(基本理念)

第3条 安全で安心な県づくりは、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識を基本としつつ、地域のきずなを強め、及び互いに支え合う良好な地域社会の形成を図ることを旨として行われなければならない。

- 2 安全で安心な県づくりは、県、市町村及び県民等が適切に役割を分担し、連携を図りながら協力することを旨として行われなければならない。
- 3 安全で安心な県づくりは、県、市町村及び県民等による互いを尊重して行われるリスクコミュニケーションを通じた合意形成により、相互の信頼関係を構築し、県民の安心が獲得されることを旨として行われなければならない。
- 4 安全で安心な県づくりは、県民の基本的な人権を尊重し、不当に侵害しないよう配慮しながら推進すべきことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心な県づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、前項に規定する施策の実施のため必要があると認めるときは、国に対し必要な協力を求めるとともに、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、安全で安心な県づくりを積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県、市町村及び他の県民等が行う安全で安心な県づくりに関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に関する安全確保に努めるとともに、安全で安心な県づくりを積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、関係法令を遵守するとともに、自らの事業活動が県民の安全に影響を及ぼす可能性があることを自覚し、自らが提供する生産物、製品又はサービスの自主検査を推進する等により自主的な安全性の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、自らの事業活動に係る積極的なリスクコミュニケーションを行うことにより県民の安心の獲得に努めなければならない。
- 4 事業者は、県、市町村及び他の県民等が行う安全で安心な県づくりに関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携等)

- 第7条** 県は、安全で安心な県づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、安全で安心な県づくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。
- 2 県は、市町村が行う安全で安心な県づくりに関する施策について、その求めに応じて情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2章 安全で安心な県づくりに関する基本的施策

(推進体制の整備)

- 第8条** 県は、安全で安心な県づくりの実施に当たり、県、市町村及び県民等の連携を推進し、並びに市町村及び県民等の活動を支援するための体制を整備するものとする。

(緊急時の体制等の整備)

- 第9条** 県は、県民の安全に重大な影響を及ぼし、又は及ぼす可能性のある緊急の事態に備え、当該事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

- 第10条** 県は、安全で安心な県づくりについての県民等の関心及び理解を深めるため、広報活動の充実、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

- 第11条** 県は、県民等が行う安全で安心な県づくりに関する活動を支援するため、情報の提供、助言、人材の育成の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(防災の推進)

- 第12条** 県は、自然災害、大規模な火事又は事故等の災害に対して、県民が安心して暮らせる災害に強い地域社会を実現するため、国、市町村その他の関係機関等との連携の強化、消防防災活動の充実、防災意識の向上のための教育、防災訓練の実施、災害時要援護者及び被災者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(原子力発電所周辺地域の安全確保の推進)

第13条 県は、原子力発電所の安全が確保され、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保するため、原子力発電所設置者との安全確保に関する協定の締結、原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定並びにその結果の県民等への情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(防犯の推進)

第14条 県は、犯罪がなく県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、防犯に関する周知啓発、防犯ボランティア団体等への支援、市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備、犯罪の防止に配慮した環境設計（施設、住宅等の整備及び管理をいう。）の普及、子どもの安全確保に関する施策の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待等対策の推進)

第15条 県は、児童、高齢者若しくは障がい者に対する虐待又は配偶者に対する暴力（以下この条において「虐待等」という。）による重大な人権侵害を防止し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、虐待等防止のための周知啓発、虐待等の防止体制の整備、虐待等の被害者又はその家族等への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全の推進)

第16条 県は、交通事故がなく県民が安心して生活することのできる地域社会を実現するため、国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備、交通安全に関する教育及び広報啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(医療に関する県民参画等の推進)

第17条 県は、県民の健康で健やかな生活を実現するため、疾病に対する正しい知識の普及啓発、献血等医療提供に関する県民参加の促進、市町村及び医療関係団体との連携の強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品の安全確保の推進)

第18条 県は、県民の健康保護を最優先し、及び消費者の視点を重視した生産から消費に至る一貫した食品の安全が確保された暮らしを実現するため、事業者に対する監視及び指導、消費者及び事業者の活動の支援、国、市町村その他の関係機関等との連携の強化、リスクコミュニケーションの推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の保全)

第19条 県は、環境の保全上の支障がなく、将来にわたり環境が健全で恵み豊かなものとして維持され、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保するため、環境の状況の監視及び調査、生活環境の保全に関する周知啓発、リスクコミュニケーションの推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(消費者の安全確保の推進)

第20条 県は、消費生活の安定及び向上を確保するため、自立した消費者の育成、消費者被害の救済、事業者及び事業者団体への監視及び指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援の推進)

第21条 県は、犯罪被害者等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害者及びその家族等をいう。）の権利利益を保護し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進、国、市町村その他の関係機関等との連携による支援、犯罪被害者等の支援に関する周知啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 安全で安心な県づくり推進のための基本計画

第22条 知事は、安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、安全で安心な県づくりに関する基本計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 安全で安心な県づくりの基本方針

(2) 安全で安心な県づくりの施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、市町村及び県民等の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたとき又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 知事は、基本計画を定期的に見直すものとする。

第4章 雑則

(調査及び研究)

第23条 県は、安全で安心な県づくりを効果的に推進するため、安全で安心な県づくりに関する施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、安全で安心な県づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。